

**令和 8 年度(2026 年度)くまもと県産酒物価高騰緊急支援業費補助金募集要領
(熊本酒造組合加入事業者向け)**

1 事業の目的

この事業は、原油・原材料価格の高騰等による影響を大きく受けている県内酒類事業者を支援するため、日本酒や焼酎などの酒類を製造する事業者が実施する商品開発や国内外への販売促進等に向けた取組みを支援し、県内酒類事業者の緊急的な収益改善を図ることを目的とする。

※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

2 補助対象となる事業者

熊本酒造組合に加入している酒造事業者

3 補助対象経費について

補助対象経費		補助率	補助金上限
事業区分	内容		
商品開発（ブラッシュアップ）に係る経費	①試作・開発費 ②印刷費 ③機械費	3/4 以内	2,000 千円
国内外の酒類コンペティションへの出展に係る経費	①出展料 ②翻訳料 ③輸送費 ④受賞の P R に係る経費	3/4 以内	
国内外の展示会や商談会、販売会への出展に係る経費	①小間料 ②小間装飾費 ③輸送費 ④印刷費 ⑤旅費 ⑥通訳費	3/4 以内	
品質・作業効率向上に要する経費	①備品・機械装置等導入費 ②システム導入費 ③委託・外注費等	3/4 以内	
誘客・販売促進、商品の P R に係る経費	①イベントの開催費 ②広報宣伝費	3/4 以内	

【対象経費の説明】

◆商品開発（ブラッシュアップ）に係る経費

①試作・開発費

原材料費（試食サンプル）、資材費、委託加工費等

②印刷費

パッケージデザイン・印刷、パンフレット等の作成等に要する経費等

③機械費

10万円以下の簡易な機器（商品開発に不可欠な物に限る）導入経費

◆国内外の酒類コンペティションへの出展に係る経費

- ①出展料
コンペティション出展に係る出展料
- ②翻訳料
出展申込書等の翻訳に係る経費
- ③輸送費
出展品の輸送及び輸送に係る保険加入に要する経費
- ④受賞のPRに係る経費
コンペティションで受賞した者や酒類のPRに係る経費

◆国内外の展示会や商談会、販売会への出展に係る経費

- ①小間料
商談会等の出展に係る小間料
 - ②小間装飾費
小間の装飾及び備品借り上げに要する経費
 - ③輸送費
出展品の輸送及び輸送に係る保険に要する経費
 - ④印刷費
商談会等で配布するパンフレット等の作成に要する経費
 - ⑤旅費
商談会等への出展に係る宿泊交通費、ただし、ガソリン代、タクシー代、駐車場代は除く
 - ⑥通訳費
展示会や商談会の際に必要な通訳の費用
- ※販売商品代の補填や販売を前提とした商品の輸送費は補助対象外とする。

◆品質・作業効率向上に係る経費

- ①備品・機械装置等導入費
生産性向上のために必要な機器、設備の導入に係る経費
- ②システム導入費
生産性向上のために必要なシステムの導入又は改良に係る経費
- ③委託・外注費
システム開発やマーケティング調査など外部への委託に要する経費
上記以外の品質・作業効率向上に必要不可欠な経費

◆誘客・販売促進、商品のPRに係る経費

- ①イベントの開催費
商品の認知度向上や販売促進のためのイベント開催に要する経費
- ②広報宣伝費
各種メディアを活用した広報活動、インフルエンサーやSNSによる情報発信等に要する経費

◆その他

酒類事業者の緊急的な収益改善に必要不可欠と認められる経費

4 応募方法・留意事項

(1) 提出書類（以下の書類を1部提出してください。）

- ①補助事業計画書（実施要領 別記様式第1号）
- ②経費積算書（実施要領 別記様式第2号の1）
- ③添付資料
 - ・商品開発（ブラッシュアップ）の内容が分かる資料
 - ・コンペティション概要がわかる資料（パンフレット等）
 - ・展示会や商談会、販売会の内容が分かる資料
 - ・導入する機械、設備やシステムの概要が分かる資料
 - ・実施するイベントや広報宣伝活動の内容が分かる資料
 - ・積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）
 - ・その他補足説明資料等

(2) 提出先・問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県 商工労働部 食のみやこ推進局 販路拡大ビジネス課 国内販路拡大班

電話：096-333-2395 FAX：096-385-8555

担当：塩田（E-mail：shiota-t-ds@pref.kumamoto.lg.jp）

5 審査基準等

(1) 審査基準

以下の項目について審査し、事業効果が高いと見込まれる事業について、予算の範囲内において、採択を行います。

- ①商品開発（ブラッシュアップ等）
 - ・消費者ニーズを捉えた商品開発（ブラッシュアップ）となっているか
 - ・開発した商品の販売計画が充実しているか
 - ・商品の将来性や今後の事業展開が期待できるか 等
- ②国内外の酒類コンペティションへの出展
 - ・コンペティションの規模や受賞効果が大きいか
 - ・受賞した酒類の販路拡大に向けた取組みが充実しているか
 - ・今後の事業展開が期待できるものであるか 等
- ③国内外の展示会や商談会、販売会への出展
 - ・展示会、商談会等の規模等
 - ・出展により効果が期待できるか
 - ・販路開拓につながる工夫があるか
 - ・今後の事業展開が期待できるものであるか 等
- ④品質・作業効率の向上に向けた取組み
 - ・今後の生産性向上に向けて効果的な設備（システム）であるか
 - ・品質・作業効率の向上に向けた工夫があるか
 - ・具体的な先進事例等に基づいているなど効果が期待できるものであるか 等
- ⑤誘客・販売促進、商品のPR
 - ・集客が期待できるイベント内容となっているか

- ・商品の魅力を伝えるための効果的な広報内容となっているか
- ・情報発信効果が期待できる媒体を活用しているか 等

(2) 補助事業採択のスケジュール

- ①補助事業計画書の提出 ⇒ ②事業計画の審査 ⇒ ③審査結果の通知 ⇒
④補助金交付申請書の提出 ⇒ ⑤補助金の交付決定 ⇒ ⑥事業実施

(3) 通知

審査結果につきましては、販路拡大ビジネス課から通知いたします。

6 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきましてご了承ください。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の30%を超える変更又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の購入や、自社ウェブサイトの外注による作成等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず熊本県へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。

熊本県は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、「熊本県補助金等交付規則」違反により補助金交付取消・返還命令の対象となりますのでご注意ください。